

# 第13章

# 知的財産

## 1. ルールの概観

### (1) ルールの背景

高度に発展した経済社会においては、発明、デザイン、ノウハウ、芸術作品等、人間の知的創造活動の産物が経済活動において重要な役割を果たしており、それらの創造活動を促進するために、発明、意匠、著作物、集積回路の回路配置、営業秘密等を法的に保護するための制度が整備されている。また、営業活動や生産活動の末に獲得された信用を保護し、消費者保護及び競争秩序の維持を図るため、標章の保護が図られている。

国際貿易においても、国際的に取引される商品やサービスの価値に占める、これらの知的財産の価値が近年飛躍的に増加しており、加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合には、貿易秩序を歪曲するおそれがある。

開発途上国においては、知的財産の保護制度は有しているものの、保護の対象を狭い範囲に限定したり、保護期間を極めて短くしたりするなど、保護の水準が不十分であったり、知的財産権侵害を排除するための権利行使の実効性が十分に確保できていない国が少なからず存在した。また、先進国においても、過剰な保護や、国際社会の大勢から大きく異なる態様の保護など、事実上の内外差別的な効果を持った制度を有する国が存在した。

知的財産の分野では、特許権、商標権等の工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約など、国際的な保護の在り方を方向づける国際協定が既に存在していたが、国際貿易秩序を整

備するという観点から知的財産の適切な保護の枠組みを検討する必要性が認識されるに至り、GATT の場でも、できる限り多くの国が参加して、通商面に関連した知的財産の保護水準に関する国際合意を作ることが急務であることが認識された。

かかる観点から、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素として、TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面：Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) 交渉が位置づけられた。そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)が、1994年4月のマラケシュ会合において最終合意に至り、1995年1月1日に発効した。

### (2) 法的規律の概要

TRIPS 協定の概要は図表Ⅱ-13 のとおりであり、知的財産に関する通商関連における保護の在り方についての論点の相当程度をカバーするものとして、一部問題は残しつつも、知的財産の保護の水準を規定した新たな包括的枠組みとして評価される。その意義としては、①知的財産を全般的にカバーしていること、②パリ条約、ベルヌ条約等の既存条約との関係では、原則として保護水準が引き上げられているのみならず、パリ条約やベルヌ条約に未加盟の国にもそれらの条約の内容を遵守する WTO 協定上の義務が生じたこと、③知的財産関連条約では、初めて最恵国待遇が明記されたこと、④加盟国が国内法で担保すべき義務として、

実質的な保護水準・権利内容を規定するのみならず、権利侵害行為に対する権利行使手続が詳細に規定されたこと、⑤紛争処理手続が設けられたこと、等が挙げられる。

### (3) 経済的視点及び意義

知的財産保護制度は、経済的に次の 2 つの側面を持つ制度的枠組みであると言えよう。第一の側面は、知的財産を開発・創出した者に特許権や著作権のような一定の排他的(独占的)権利を付与することによって知的創造活動を促進し、新たな技術・知識の研究と開発に対する資源の効率的な活用を促して、経済発展の知的インフラストラクチャーの充実に寄与することを目的とする側面である。但し、新たな技術・知識に一定の排他的(独占的)利用を認めることにより、第三者の利用と競争が制約され、その技術・知識の産業的利用から消費者・利用者が受ける便益が減少するという側面もあるため、その適切な調整が重要である。第二の側面は、商標や地理的表示のような商品・サービス等の表示を保護することにより、業務上の信用及び市場における公正競争の維持を目的とするものである。

したがって、知的財産保護制度は、これらの側面に配慮しながら公正で自由な競争をできるだけ阻害しないように設計される必要がある。これらは、本来各国の政策により決定されるべきものであるが、自由貿易の促進により、モノ・サービスの国際的取引が拡大することにもとない、国際的に最低限度の制度的な調和が必要とされてくる。

#### ① 制度導入のインパクト

新しい国際的な知的財産保護制度の導入に際しては、既存の知的財産の利用を巡って所得再分配効果が発生して、各国の経済厚生に非対称的な影

響が及ぶことになる。実際、TRIPS 交渉等において、開発途上国は、先進国の知的財産を利用してきた開発途上国から先進国に向かって国際的な所得再分配が発生するとの懸念を表明し、こうした途上国側の認識が、交渉を難航させる一因となった。

#### ② 不十分又は不適切な知的財産権の保護がもたらす貿易歪曲効果

しかしながら、国際経済活動の拡大及びそれにおける知的財産の位置づけの高まりに伴い、知的財産の保護の不十分さ又は不適切さがもたらす貿易歪曲効果は極めて大きなものになってきている。

第一に、特定の国の知的財産保護制度が、過剰な保護を惹起するものや内外差別的なものである場合、あるいは国際的に広く受け入れられているルールや手続と大きく異なる場合には、他国からの権利取得や権利行使に余分なコストや時間を要するために、非関税障壁となって自由貿易の円滑な発展を阻害することになりかねない。

第二に、自由貿易が進展する中で特定国における知的財産の不十分な保護は、不正商標商品や映像・音楽等の著作物の海賊版、デザイン模倣品等の知的財産権侵害物品の製造・流通を横行させ、権利者の正常な経済活動に直接悪影響を及ぼすことを通じて、国内における新製品開発のインセンティブを阻害しかねないのみならず、正規品の価格を割高とすることによる通商の阻害を惹起しかねない。また、外国企業との技術ライセンス契約に対して、不当な契約期間の制限や、契約期間満了後の守秘義務の禁止等を課し、かつ権利者の正当な権利行使を制限することは、外国からの投資や技術移転を萎縮・阻害させ、国内の技術発展を低下させるのみならず、結果として関係国や世界経済にも悪影響を及ぼすこととなる。

&lt;図表II - 13&gt; TRIPS協定の概要

適用範囲	知的財産権（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報）の保護全般。
既存条約との関係	パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチがとられている。
基本原則	<p>内国民待遇（第3条）及び最恵国待遇（第4条）が規定され、これらの義務は経過措置から除外されて、開発途上国についても協定発効時から適用される。</p> <p>なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのまま例外とし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。</p> <p>知的財産権の消尽に関する問題（いわゆる並行輸入問題等）については、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS協定上のいかなる規定も紛争解決に用いてはならない旨規定（第6条）。</p>
保護水準 （スタンダード）	<p>著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護（ベルヌ条約上の文学的著作物として保護）、貸与権等を規定。</p> <p>特許については、特許対象を広く設定（医薬品、食品を不特許とすることは認められない）し、物質特許制度の導入を義務づけ。保護期間は出願日から20年以上。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定。地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度整備、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）についての追加的保護を義務づけ。</p> <p>その他にも、商標、意匠、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。</p>
権利行使 （エンフォースメント）	国内での公正・公平・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続が遵守すべきスタンダード（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。
紛争処理	WTOの紛争解決手続が準用される。TRIPS協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等、その他の分野における措置を受ける可能性もある。
経過措置	<p>WTO協定発効の日から、第3～5条を除き、先進国は1年、開発途上国及び市場経済移行国は5年（～2000年1月）、後発開発途上国については11年（～2006年1月）<sup>*1</sup>のTRIPS協定適用義務に関する経過期間を規定（第65、66条）。</p> <p>更に、開発途上国において物質特許制度を持たない国にあつては、当該制度導入につき更に5年間（計10年間、～2005年1月）の経過期間を付与（第65条4項）。他方、経過期間を適用する開発途上国の補完的義務として、協定発効の日から、①医薬品等の物質特許の出願受理制度（メールボックス）を設けること、②特許出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めること、を併せて義務づけ（第70条8、9項）<sup>*2</sup>。</p> <p>※1 2005年11月のTRIPS理事会において、2013年7月1日まで後発開発途上国の経過期間</p>

	<p>を延長することが決定され、さらに2013年6月のTRIPS理事会において、2021年7月1日まで延長することが決定した。</p> <p>※2 第70条8、9項は経過期間を補完するためのものであり、第65、66条のようなTRIPS協定第6部の経過措置は適用されない (notwithstanding the provisions of Part VI)。一方、第70条9項 (医薬品の排他的販売権付与) の適用に関しては、2002年7月のWTO一般理事会において、2016年1月1日まで後発開発途上国に対して医薬品の排他的販売権付与義務を免除すること、当該免除については毎年レビューを行うことが決定されていた。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し2015年中に議論があり、最終的に、第70条8、9項両規定につき、2033年1月1日までの更なる免除が決定している (以下「(4) 最近の動向 ①概況」も参照)。</p>
--	---

### ③ ルール作りの際の配慮事項

このように、国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更なる促進及び経済の健全な発展のために不可欠の前提となっている。なおその際に、知的生産活動や事業活動を促進させる経済厚生改善効果に加えて、公正で自由な競争秩序の確保や新たな制度導入による所得再分配効果の影響等に配慮することが必要である。

## (4) 最近の動向

### TRIPS理事会等の状況

#### ① 概況

TRIPS理事会では、2016年に通常会合が3回開催され、TRIPS協定と生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity) の関係の論点に関する議論や、TRIPS協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言の paragraph 6 の実施に係る決定のレビューなどが行われた。同理事会特別会合においては、協定中で更に議論を行うことが規定されているワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度 (ビルト・イン・アジェンダ) について議論することとされているが、2011年4月に、これまでの交渉の現況をまとめた合成テキストを添付した議長報告書が公表されて以降、2012年から2016年には実質的な議論が行われず、大きな進展は見られていない。

また、2001年のドーハ閣僚宣言において検討することとされた地理的表示の追加的保護の対象産品拡大及びTRIPS協定とCBDの関係についても、

2016年は特段議論されることなく、2011年4月に各国の立場の隔たりが依然として大きいことを述べたWTO事務局長の現状評価をまとめた報告書が発出されて以降、進展はない状況である。

TRIPS協定第66条に基づき後発開発途上国 (LDC) に認められるTRIPS協定履行までの経過期間に関しては、2005年のTRIPS理事会において2013年7月1日までの延長が決定されていたが、2013年6月のTRIPS理事会においてこの経過期間を更に8年延長し、2021年7月1日までとすることが決定されている (詳細は図表II-13の経過措置欄参照)。

一方、2001年のTRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言の paragraph 7 に端を発する、LDCのみに認めている医薬品関係規定の①経過期間 (2002年TRIPS理事会決定 (IP/C/25))。TRIPS協定第2部第5節 (特許) 及び同第7節 (非開示情報) はLDCに対して適用されない。) および②義務免除 (2002年一般理事会決定 (WT/L/478))。LDCに対してはTRIPS協定第70条9項の履行義務を免除。) に関しては、両決定ともに2016年1月1日までが期限とされていたところ、2015年2月のTRIPS理事会においてLDC側より、①経過期間、②義務免除共に期限を「LDCを卒業するまで」とし、②に関してはTRIPS協定70条9項に加え、(本来履行義務が発生しているはずの) TRIPS70条8項も免除対象に加える旨の提案がなされた。以降、2015年中のTRIPS理事会および非公式会合において議論が行われ、最終的に、2015年11月のTRIPS理事会再開会合にて、①経過期間、②義務免除共に、期限を2033年1月1日までとすることが決定

(①：IP/C/73) 及び合意(②：IP/C/74) された。なお②については、TRIPS 協定第70条8、9項の義務を免除する旨の決定文が一般理事会に勧告され、その後の一般理事会において正式に決定された。

## ② 地理的表示に関する検討

地理的表示とは、“シャンパーニュ”(ワイン)、“ゴルゴンゾーラ”(チーズ)等のように、単なる商品の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的な要素に主として由来する場合の生産地を特定する表示であり、TRIPS 協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS 協定第22条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第23条では、ぶどう酒(ワイン)と蒸留酒について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第22条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001年のドーハ閣僚宣言(パラグラフ12(b)及び18)において、

(i) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき新ラウンドの枠内で交渉を行うこと(ビルト・イン・アジェンダ)、(ii) 第23条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・蒸留酒以外の産品に拡大することにつき、2002年末までのTRIPS理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意された。以後、精力的な議論が行われ、2005年12月の香港閣僚宣言において、(i) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設については、ドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく交渉を強化すること(パラグラフ29)、(ii) 追加的保護の対象産品をワイン・蒸留酒以外の産品に拡大することについては、協議プロセスを加速し、一般理事会は進展を検討して遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること(パラグラフ39)とされた。

2008年には、7月に行われた閣僚会合に際して、高級事務レベルによる少数国会合が開催され、ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設、地理的表示の追加的保護の対象産品拡大

について集中的な議論が行われたが、EU、スイス、インド等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく、議論の収束には至らなかった。2009年には、ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設についてはTRIPS理事会特別会合で、地理的表示の追加的保護の対象産品拡大についてはWTO事務局長主催による非公式協議でそれぞれ議論が行われた。さらに、2010年には、大使級ブレインストーミング会合において、双方の論点につき議論が行われたが、依然加盟国間の意見の隔たりが大きく、議論の収束には至らなかった。

2011年には、1月から開催された少数国グループ非公式協議において、ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき議論が行われ、3月の特別会合において、その結果概要が加盟国に共有され、4月21日に、交渉の現況をまとめた合成テキストを添付した議長報告書が公表されている。議長報告書では、通報登録制度の対象品目の交渉範囲については、ワイン及び蒸留酒に限定されるという見解を示し、また、登録についての法的効果・参加義務については、通報登録制度に法的効果を持たせ、参加を義務とするW52提案(TN/C/W/52：EU、途上国等)と、通報登録制度に法的効果を持たせず、参加を任意とする共同提案(日米加豪NZ等)があり、両提案には大きな隔たりがあると述べている。2012年は、3月に特別会合が開催されて以降、交渉の進め方について議長による個々の加盟国及びグループとの非公式協議が行われ、同年11月の非公式特別会合において、その結果が報告された。依然として通報登録制度の対象品目の交渉範囲に懸隔があるとしつつ、進展が可能な時期に備え、技術的作業を進めることの重要性が強調されたものの、その後2013年中は会合が開催されなかった。2014年には非公式特別会合が開催されたものの、依然として交渉の進め方等で加盟国間には懸隔があり、「加盟国には通報登録制度に関する実質的な議論を行う準備はない」旨の議長報告書が公表され、本報告書を引用する形で同様の内容が同月の貿易交渉

委員会で報告されたに留まっている。その後も 2015 年 7 月のポストバリ作業計画策定期限までは議長からの提案で非公式の特別会合や情報会合が数回行われたものの、特段の進展は無く、2015 年 12 月の貿易交渉委員会にて、議長より「状況は 2014 年から変わりなく、第 10 回 WTO 閣僚会議に際して GI 通報登録制度に関し実質的な作業を行うことは加盟国間の優先事項ではないと思われる」旨の報告書 (TN/IP/23) が発出されている。2016 年にも、議長の提案により、具体的提案の可能性を探るべく非公式協議が累次開催されているものの、2017 年 2 月現在で実質的な議論は再開されていない。

なお、地理的表示の追加的保護の対象産品拡大については、2011 年 4 月に上記議長報告書と同時に各国の立場の隔たりが依然として大きいことを述べた WTO 事務局長の現状評価をまとめた報告書が発出されているが、その後は特段の進展は見られていない。

### ③ TRIPS と CBD の関係

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言（パラグラフ 12 (b) 及び 19) において、1993 年に発効した生物多様性条約と TRIPS 協定の関係について、検討を行うことが合意された。以降、TRIPS 理事会を中心に検討が行われ、2005 年 12 月の香港閣僚宣言においては、協議プロセスを加速し、一般理事会は進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること（パラグラフ 39）とされた。

2010 年には、TRIPS 理事会通常会合、WTO 事務局長主催による非公式協議及び大使級ブレインストーミング会合において議論が行われた。遺伝資源等の出所や原産国、遺伝資源等の利用に係る事前の同意、及び公正かつ衡平な利益配分の証拠につき、特許出願中に開示を義務づけるため、TRIPS 協定を改正するよう求めるインド、ブラジル、ペルー、アフリカグループ、LDC グループ等の諸国と、TRIPS 協定と CBD は抵触なく、相互補完的に履行可能であり、CBD の目的を達成するに

あたって TRIPS 協定の改正は不要とする諸国（我が国、米国等）との間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至らなかった。また、2011 年 1 月以降、地理的表示の追加的保護の対象産品拡大の議論と並行して、TRIPS 協定と CBD の関係についても WTO 事務局長による少数国首席代表レベル非公式協議が開催された。協議では、遺伝資源の不正使用の問題に対する各国の現状や経験につき議論が行われ、同年 4 月に各国の立場の隔たりが依然として大きいことを述べた WTO 事務局長の報告書が発出されている。2012 年～2016 年も引き続き TRIPS 理事会通常会合において議論されてきたが、各国がこれまでの立場を確認することどまっている。

なお、CBD に関しては、2010 年 10 月の第 10 回締約国会議 (COP10) において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書が採択され、2014 年 7 月に議定書の締約国数が発効要件を満たしたことから、2014 年 10 月に発効し、同月に韓国で開催された第 12 回締約国会議 (COP12) に併せて、名古屋議定書第 1 回締約国会議 (MOP1)<sup>1</sup>も開催された。また、2016 年 12 月には第 13 回締約国会議 (COP13) と併せて、名古屋議定書第 2 回締約国会議 (MOP2) も開催されたところである。名古屋議定書では、遵守措置の一つとして、遺伝資源の利用を監視するため、各国において少なくとも 1 つ以上のチェックポイントを特定し、必要な措置を講ずることとされたが、途上国が主張していた、チェックポイントとして特許庁等を指定し、遺伝資源等を利用した発明の特許出願時に、当該遺伝資源等の入手先や契約内容等の情報が記載された証明書の提出を義務付け、不遵守に対しては、審査手続を行わないなどの措置をとるべき、との規定は盛り込まれていない。

### ④ EU エンフォースメント提案

2005 年 6 月以来 EU によりなされてきたエンフォースメントに関する提案を踏まえ、2006 年 10 月 TRIPS 理事会通常会合において、EU、我が国、米、スイスが共同提案国となり、TRIPS 協定のエンフ

<sup>1</sup> 我が国は国内手続き整備のため締約国とはなっておらず、議決権の無いオブザーバーとして参加

オースメントに係る条項のより効率的な実施のための方法に関する議論を行うこと等を求める共同声明を提出した。豪州、カナダ等から好意的な反応が示されたが、ブラジル、アルゼンチン、中国、インド等の開発途上国から、エンフォースメントに係る条項をどのような方法で実施するかは各国の裁量に委ねられており、当該議論は TRIPS 理事会のマンデートを超える等の理由で、議題として取り上げること自体に対して強い反対が示され、今後の取扱について合意には至らなかった。

その後 2007 年 2 月通常会合において米国、6 月通常会合においてスイス、そして 10 月通常会合において我が国が、それぞれ知的財産権のエンフォースメントに関する議題要請を行ったところ、議題採択に際し中国、インド、アルゼンチン、南アフリカ等から永続的な議題として含めることは認められない等の発言がなされたものの、各会合の議題とすること自体がブロックされることはなく、それぞれ議題要請国から水際措置に関する税関の取組について紹介が行われた。

なお、本提案と直接の関連はないものの、2010 年 6 月の TRIPS 理事会通常会合においては、中国、インド等途上国の要請により「エンフォースメント・トレンド」という議題が追加され、途上国側から ACTA 交渉を始めとするエンフォースメント強化の動きに懸念が示された。他方、我が国、米国、EU 等先進国側からは、エンフォースメントについての議論を途上国が要請したことを歓迎すると共に、エンフォースメントの重要性につき説明を行った。また、2012 年 2 月の TRIPS 理事会通常会合において、2011 年 10 月の通常会合においてと同様に、途上国の ACTA に対する誤解を解くべく、我が国、米国、EU 等の ACTA 参加国が、「エンフォースメント・トレンド」という議題を追加し、ACTA の意義・必要性・現実性について説明を行った。2013 年以降はこのようなエンフォースメント関連の議題は議論されていない。

第 I 部で見たとおり、アジア諸国における TRIPS 協定遵守についての問題の中心は、その権利行使の実効性の弱さにあると見ることができる。また、知的財産権の実効性の確立は、当該国の経済発展にも不可欠であると考えられる。したがっ

て、エンフォースメントに係る動きについては、我が国としても引き続き積極的に取り組む必要がある。

### ⑤ 知的財産とイノベーション

各国における知的財産権の活用成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012 年 11 月の TRIPS 理事会以来議論が行われている。2013 年は中小企業 (3 月)、費用効率的なイノベーション (6 月)、スポーツ (10 月)、2014 年は大学との技術連携 (2 月)、インキュベーション (6 月)、知財制度の普及 (10 月)、2015 年は、女性とイノベーション (2 月)、イノベーションの資金調達における知財の役割 (6 月)、起業と新技術 (10 月)、2016 年は、教育と普及 (3 月)、持続可能な資源と低排出技術戦略 (6 月)、広域のイノベーションモデル (11 月) といったテーマの下、先進国・途上国問わず多くの加盟国が、事例紹介を中心とした発言を行っている。我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を主張する一方で、インド等一部の国からは、知的財産はイノベーション促進のためのひとつの要素にすぎず、知的財産保護は公衆衛生問題等の社会福祉とのバランスも考慮すべき旨主張されている。

### ⑥ 環境関連技術移転促進への知的財産の貢献

2013 年 3 月の TRIPS 理事会において、エクアドルが、「現行の知的財産権制度は環境関連技術の移転の障壁になっており、環境関連技術の知的財産権保護を弱めるべき」との文書を提出した。これを受けて同年 6 月以降非常設の議題として議論が行われており、ブラジル、インド、中国等の途上国は同提案を歓迎し、気候変動の悪影響を軽減するために TRIPS 柔軟性や強制実施権を積極的に活用すべきと主張したのに対し、日米等の先進国は、知的財産権制度はむしろ技術移転を促進するものであって、途上国において技術移転が進まないのは財政的な問題やインフラ、市場規模等の影響によるものであるとして反論し、意見

の対立が続いている。なお2016年に本議題が取り上げられた事は無かった。

### ⑦ TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正

2001年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003年8月30日の一般理事会においてTRIPS協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ6の実施に係る決定を採択、TRIPS協定第31条(f)及び(h)の義務の一時免除(ウェーバー)が認められ、強制実施権によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった(所謂、パラ6システム)。その後、2005年12月6日の一般理事会において、上記決定の内容をTRIPS協定第31条の2及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書が、2003年8月30日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

TRIPS理事会においては、上記決定に基づいて行われるパラ6システムの年次レビューの機会に、各国における上記決定の実施状況及び議定書の受諾状況について事務局から報告が行われてきた。2015年10月のTRIPS理事会における年次レビューでは、中国、インド等の途上国が、2014年の会合に引き続き、パラ6システムの僅かな利用実績は当該システムの欠陥に起因するとし、NGOや関連企業等全ての関係者を招聘したワークショップの開催を主張する一方、我が国を含む先進国からは、従来同様、同システムに問題があることは十分に実証されておらず、引き続き通常会合の枠内で加盟国の具体的事例に基づく分析的かつ論理的な議論を行うべきとして、途上国と先進国の間で議論は平行線をたどった。

TRIPS協定改正議定書はWTO加盟国の3分の2が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初のTRIPS協定改正議定書の受諾期限は、2007年12月1日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえ、TRIPS理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を得て、2009年12月31日、2011年12月31日、

2013年12月31日、2015年12月31日までと4度延長された。そして、2015年10月のTRIPS理事会では、さらに受諾期間を2年間延長し、2017年12月31日とする合意がなされ、一般理事会で承認された。

2017年1月23日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦、およびベトナムの3か国が新たに受諾し、WTO加盟国の3分の2が受諾したことを受けて本改正議定書が発効した(なお、我が国は2007年に既に受諾手続を終えているため、我が国においても同日付けで効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について既存の特許法等関連法令で対応可能であったところ、受諾時において関連法令の改正は行っていない。)

### ⑧ その他の検討

他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害されるため、GATTにおいて紛争解決手段の対象とされている「ノン・バイオレーション申立て」については、その適用猶予期限が、2001年のドーハ閣僚宣言では第5回閣僚会議まで、2004年7月の一般理事会では第6回閣僚会議(香港閣僚会議)まで、2005年12月の第6回閣僚会議以降の各閣僚会議では次回閣僚会議(2009年12月の第7回閣僚会議(ジュネーブ閣僚会議)、2011年12月の第8回閣僚会議(ジュネーブ閣僚会議)、2013年12月の第9回閣僚会議(バリ閣僚会議)、2015年12月の第10回閣僚会議(ナイロビ閣僚会議))まで、それぞれ延長決定されてきた。第10回閣僚会議までの2年間に行われたTRIPS理事会において、これまで以上に活発に、「ノン・バイオレーション申立て」の範囲と態様に関する議論が行われてきたものの、適用の賛成派と反対派の懸隔が埋まらず、第10回閣僚会議において、2017年に開催予定の次回閣僚会議まで延長することが決定された。

### ⑨ 紛争案件

TRIPS協定発効から2016年12月末までに、34件のTRIPS協定に関わる紛争案件について協議要



請がなされ、うち15件のパネルが設置された(資料編第3章参照)。近年では、2009年3月に、我が国も第三国参加した中国知財問題(DS362)につき、パネル報告書が紛争解決機関(DSB)により採択された。(中国知財問題に関しては第Ⅰ部第1章「中国」参照)さらに、2010年5月には、EU域内の税関におけるジェネリック医薬品の差し止め問題について、インド、ブラジルがそれぞれ協議要請を行った(DS408、409)。我が国も第三国参加をし、同年に2回の協議が実施された。また、2012年3月にウクライナが豪州のタバコ製品の包装に関する規制問題について協議要請を行い(DS434)、同年8月にパネルが設置され、我が国の第三国参加が決定している。豪州の当規制問題に対して、2012年4月にホンデュラス(DS435)が、同年7月にドミニカ共和国(DS441)が、2013年5月にキューバ(DS458)が、同年9月にインドネシア(DS467)がそれぞれ協議要請を行い、2014年4月のDSB会合でこれらに関して統一パネルが設置されることとなり、2014年5月にはパネルが構成された。2017年2月現在、これら5つの案件のうち、4つに関しては当該統一パネルによる手続が進行中である。DS434については、2015年5月にウクライ

ナによりDSU第12条12項に基づく手続停止の要請がなされ、パネルにより停止が認められていたが、12か月以内に手続再開が請求されなかったため、同項に基づき終了した。なお、統一委員会における手続に関して、2016年12月の小委員会議長通知(WT/DS435/21等)によれば、小委員会報告は2017年6月以降となる見込みである。

2000年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時にすべての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から開発途上国への事案が占めていたが、TRIPS協定を取り巻く激しい議論の下、近年のTRIPS協定関連の紛争処理の申立ては鈍化してきている。我が国としては、これまでTRIPS理事会において行われてきた協定実施のレビューが一巡したことから、各国法制度のTRIPS協定整合性といった制度面の問題ばかりでなく、権利者からの協力を得つつ権利行使手続や取締りなどの実効面・運用面でのTRIPS協定の履行状況の問題についても積極的な把握に努めるとともに、加盟国間での紛争案件の動向についても注視し、また、TRIPS協定の実効性を十全ならしめるための適切な対応を講じることが望ましい。

